

文化庁長官 宮田 亮平殿

音楽教室での演奏権使用規定に関する文化庁長官裁定に関する要望書

一般社団法人日本楽譜出版協会

理事長 堀家康雄

出版者団体である当協会は著作物の利用実態に応じた正当な対価が著作権者に支払われるべきと考えている。本件での使用料の徴収について当協会は直接関与していないところではあるが、今回の裁定の結果によっては、新たな著作権費用の発生を嫌って教室指導者が管理著作物の利用を差し控える、あるいは教室運営事業者が指導者に管理著作物の利用を避けるように指示するようなケースが増えることが想定される。それによって従来音楽教室でテキストとして採用されていた管理著作物が含まれた既存出版物の採用が今後見送られるなどの影響が出ることが懸念される。それは当協会の会員社にとって非常に大きなマイナスとなるものである。

また当協会としては、評価の定まった古典的なメソッド教材のみならず、新しい観点から産み出されたメソッド教材や発表会向けの楽譜集など、管理著作物の含まれた出版物の利用も重要であると考える。新たな著作権費用の発生を理由にそれらの利用が阻害されるとすれば出版者にとっても、また音楽教育にとって非常に憂慮すべき事態であると考える。

なお当協会会員社では、音楽教室向けの教材としてJASRAC非信託の著者によるメソッドを数多く出版し、それらが実際に教室で利用されている実績もある。よって本件での裁定に先立ち、協会会員社の出版物のみならず協会外の出版社も含め、各種音楽教室での管理著作物や出版物の利用実態について明らかにし、権利者、利用者代表双方に充分理解されることは非常に重要であると考えている。

音楽教室が日本の音楽教育に高い貢献をしてきたことはもちろん言を俟たないところである。については本件に関し、当協会並びに各会員社が音楽教室における管理著作物等の利用実態についての正確な調査に協力し、権利者、利用者双方にとって合理的な裁定に資することは、特に次代を担うこどもの音楽教育の維持・発展に寄与し、ひいては音楽文化全体への貢献に繋がると考えている。

2018年3月